

宜野湾市振興計画審議会規則(昭和55年宜野湾市規則第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
（所掌事務） 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1）及び（2） （略） <u>（3） 宜野湾市人口ビジョンに関すること。</u> <u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略）	（所掌事務） 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1）及び（2） （略） <u>（3）</u> （略） <u>（4）</u> （略）	号を削る 号の繰上げ 号の繰上げ